沖縄の挑戦

一酒類(泡盛)の海外展開に向けて--

高良 守

1. はじめに

1999年9月発表の沖縄大学地域研究所所報(No19)において、「『沖縄の挑戦』一獣畜、獣畜使 用製品及び海産物の海外展開一」は今までとは違ったタッチから、知人や大学関係者等から 「面白かった」との声が多く寄せられた。琉球大学大学院又は沖縄大学時代の恩師である先生 方から「高良君の活動が手にとるようにわかる」、「デスクワークの空しさを感じた」や、これ まで沖縄の産品を海外へ輸出した経緯及び経験不足から「物事の道を切り開くのにはそれだけ のパワーが必要だし、誰かが率先してそれをやらなければならない。それを、やはりできる人 がやらなければ道は何年経ってもつくれない。今までの沖縄の物産が海外に展開できなかった 理由が分かるような気がする」等の激励の声を多くいただいた。

前回同様、私が(株)沖縄県物産公社海外事業部に配属されてから沖縄の産品を輸出する際に 自分自身痛感した問題点を取り上げてみたいと思う。今回は、酒類(泡盛)を海外へ展開する際 に障害になっている制度や問題点を論究し、今後の酒類(泡盛)における海外展開のための参考 として欲しい。なお、前稿(沖縄大学地域研究所所報No19)同様、本稿においても関連業務に 携わっている方々には地域及び産業振興という観点から諸制度及び本旨についてご一考いただ ければ幸いである。

2. プロローグ

以下は、私が(株)沖縄県物産公社へ入社する以前に当時の海外事業部長が同問題における税 務署とのやりとりを残したメモである。

9月13日、那覇税務署15:00~ 幸喜·新垣酒類指導官付対応

今まで相談にのっていただいた高江洲酒類指導官より「物産公社の酒類輸出事業計画書」 を提出してもらいたい旨指示があり、別紙のとおり作成、提出した。あいにく高江洲指導 官は不在であったが、上記両指導官付に現在までの状況を説明。しかし、酒造メーカ以外 の業者の蔵置場申請は取り扱ったことがないとのことであった。とにかく酒類を保管して おく場所が必要ということであるため、S社の保税倉庫を借りるか、物産公社の倉庫での 申請が可能か、高江洲指導官と検討してもらう事になった。

*港町の倉庫を借りるのであれば管轄が違うということで北那覇税務署を紹介してもらった。

9月25日 D倉庫 10:00~ T氏対応

蔵置場の件で北那覇税務署へ行く前にD倉庫との契約が可能か、S社の大城氏及び営業課の上原さんと共にD社へ話を伺いに行った。

輸入用の保税倉庫はあるが、輸出のための蔵置場としての例は今までなかったとのことで ある。

管理の面も保税倉庫ということで厳しくしているので問題はない。もし可能であれば物産 公社に蔵置場許可申請用としての契約は可能との解答をいただき、北那覇税務署への参考 資料として「貨物収容能力増減等の届(別紙)」をいただいた。

10月1日 北那覇税務署 3:00~ 上原北那覇酒類指導官対応

高江洲指導官より連絡が入っていたとのこと。早速「事業計画書」に目を通してもらい物 産公社の具体的な取引の状況を説明。D社の件を話すと、他の課税商品と区別するために も、まず倉庫に仕切がないといけないとのこと。しかも保税倉庫は税関の権限なので、実 際に税務署が立ち入りできないとのこと。そのためD社の一部について保税倉庫申請をは ずして、蔵置場として申請すればよいとのことであった。それよりもS社の倉庫に仕切(金 網等でも可)とのこと。物産公社の倉庫は独立していて、公社職員の管理下にあるのだが、 輸出商品がちゃんと保管できる状態であるのか調べた場合にビールがX万ケースも入らな いため、許可はおりにくいのではないかと思われる。そのほかにも、数々の条件がある。 また、倉庫が販売免許内にあってはいけないということなので、公社の倉庫を使用する場 合は酒類販売許可書から倉庫部分を取り消さなければならない。 担保提供(銀行保証書)を求められることがある。(2ヶ月分の酒税相当額)

事業もくろみ書等たくさんの提出書類がある(別添参照)

蔵置場の賃貸料を払っても、取引によって利益がでるのであれば、早めに行動しなければ 12月のオリオンビール輸出に間に合わない。(許可までに3ヶ月ほどかかるとのこと。) ※事情によりメモの一部企業名は及び担当者名等をアルファベットで記載した。

(注)本文中に何度も登場してくるので以下の点について留意していただきたい。関税法上に おける輸出入貨物を一旦搬入する倉庫を保税蔵置場(ほぜいぞうちじょう)といい、酒税法上に おけるそれは蔵置場(ぞうちば)という。保税蔵置場と蔵置場の言葉の意味合いや、その働き及 び法体系については全く異なるものなので、明確に理解してほしい。

3. 問題再発覚

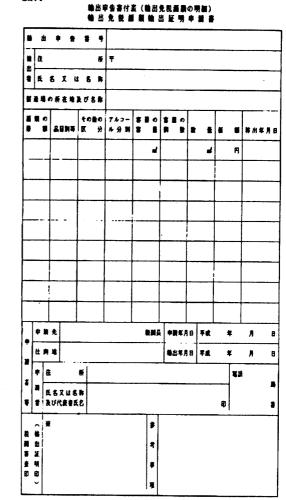
上記のメモからも明らかなように、それは私が(株)沖縄県物産公社へ入社する以前にすでに 問題となっていた。

1999年1月の半ばのことであった。税務署酒税課より電話が入り、書類の書き方に不備があるとの指摘であった。税務署酒税課の担当の方も物産公社の輸出酒類についてかなり指導して

きたとのことから相当興奮していた。電話 で一応の事情を聞き確認事項があるので折 り返し電話をする旨を伝えて電話を切った

当初、税務署側では輸出商品(酒類)の還 付手続のために必要な書類「輸出申告書付 表・輸出免税酒類輸出証明申請書(様式35)」 の輸出者と申請者の記入に問題があるとい うことであった。その一ヶ月前に香港へ泡 盛を輸出した際、税関に同商品の輸出を証 明してもらった書類のことであった(参照: 右表)。酒造メーカーはその書類を税務署 酒税課へ提出すれば輸出酒類の酒税免除が 適用されるため、酒造メーカーが早速その 書類を税務署へ提出し、免除手続きを行っ ていたためその書類の不備を指摘されたこ とが発端だった。

酒税法は、元来、法施行地内(日本国内) において消費される酒類について酒税を課 すため、実体的及び手続的な規定をおくこ ととして定められている。よって、①日本 国外で消費されるために輸出される酒類に ついてまで酒税を課すことには問題があり、



CC1-5417

②また貿易促進の見地から外国に輸出する酒類に酒税を課すことによる国際市場における競走 上の不利を避けるため等の理由により輸出する酒類については酒税を免除することとしている (酒税法第28条、29条)。

8215

当時、私が輸出酒類の免除手続きのために認識していた具体的な記入方法とは、実際に輸出 する酒類の数や金額等の詳細と申請者記入欄に酒造メーカー自身の住所及び名称、電話番号等 を記入し、社版を押印するように指示し、その後物産公社宛てに同書類を返送するようお願い していた。そして、もちろん輸出者は(株)沖縄県物産公社に当たるのでその箇所に物産公社名 及び住所、電話番号等の必要事項を記入し、輸出通関終了後に輸出証明のための税関の印鑑を もらい、さらに酒造メーカーへその書類を返送していた。酒造メーカーが、その書類を税務署 へ提出し、還付及び輸出酒類酒税免除手続きを行えば輸出酒類の酒税が免除されると認識して いた。

その書類を税務署酒税課が「この書類では輸出酒類の免税ができができない」といってきたのである。

電話を切った後税関へ「今回の〇月〇日付け通関の輸出酒類について税務署が酒税免除手続 きのための申請書類に不備があるため酒税が免除できないと言っていますが、税関サイドでは 「輸出者」と「申請者」の記入について特に問題はなかったのですか?」と電話で尋ねた。な ぜなら、もちろん酒税免除手続きは重要だが、その酒税免除手続きは酒類を海外へ輸出して初 めて申請できるものであるため、輸出できなければ免除手続きをする必要もない。

つまり、海外との貿易実務において税関サイドにて、場合によっては書類(Invoice等も含む) の書き方でその酒類(商品)が輸出通関できなくなる可能性があるからだ。言い換えれば、輸出 通関の時点で書類の不備があっては輸出もできなくなってしまう。

そのため、順序からすると酒税免除手続きの申請というのは、輸出通関した後の問題である ため、その前段階である税関にも書類の書き方について再確認をとる必要があったためだ。

今回の輸出酒類について税関側は「基本的に税関では輸出者と申請者の名前が一致していも、 一致しなくても通関業務には何の問題もありません。同書類は税務署が諸手続きのために必要 とする書類であって税関はその書類については何の関与もしません。税関では、Invoiceの発 行業者が重要となり、同書類の申請者とInvoice発行業者が一致していれば問題はありません。」 との解答を得た。

っまり、輸出者が物産公社で申請者が酒造メーカーでも、輸出者及び申請者が同一の組織で も問題はく、要はInvoiceの発行業者名と申請者が同一組織であれば問題はないとのことであっ た。いわゆる、税関サイドでは、酒税の還付及び輸出酒類の酒税免除手続きを実際に行うので あれば、その手続きを行う業者がInvoiceを発行しなければならないとのことであった。

しかし、そうはいっても実際にInvoice&Packing List を発行するのは物産公社となるため、 あくまでも物産公社が輸出者であり、申請者が酒造メーカーとならないとおかしくなってしま う。

では、考え方を変えて物産公社が酒造メーカーから酒税を乗せた価格で、商品(酒類)を納入 (仕入れ)し、その後物産公社が実際に輸出酒類免税手続きを行えば事足りると思う人もいるだ ろうが、そこがまたまた制度的にできない仕組みになっている。

酒税法において酒税を免除及び還付する等の原則に「酒類は、移出課税を建前としているの で、製造場(みなし製造場を含む)から移出する際に課税の可否を確定することとしているため、 一旦課税された酒類が輸出された場合については、その酒類を免除又は還付する等の処置は考 えていない」としている。

つまり、酒税法では「その酒類が輸出用なのか、または国内消費用なのか」が、酒造メーカー の製造場から移出する際に予め確定されていることであり、輸出用としていたものが流通の過 程で国内流通に切り替わることは認めないとしているのである。

結果として、物産公社は酒造メーカーから酒類を仕入れる際にすでに酒税が免除された価格 で仕入れていなければならず、仮に酒税を賦課した価格で仕入れても物産公社が輸出酒類の酒 税免除及び還付の申請ができない仕組みになっている。

税関の意向を確かめた後に、具体的に書類の何が問題となっているのかを確かめるために再

度税務署担当指導官へ電話を入れた。しばらく電話で話していたが埒があかないので直接出向 き話を聞くこととなった。

年毎に税務署の担当者も変わっていたこともあって、当初、私が税務署側の指導として認識 していたのは、輸出者、申請者、及びInvoiceもすべて酒造メーカでないと酒税免税手続きが 出来ないとのことであった。そこで、すぐに「実際に私が知っている本土の輸出業者は酒造メー カーでもないが、酒類の輸出も行っているので、それは違うのでは?」と反論した。

双方のやりとりに紆余曲折があったものの、税務署の担当者にも相当ご協力をいただいた。 結果的に税務署側では、今回の輸出免税酒類輸出証明申請書について、輸出者が物産公社で申 請者が酒造メーカー、さらにInvoiceが物産公社発行という方法においても輸出酒税免除及び 還付手続きは可能であるとの回答を得た。しかし、そのためには、(株)沖縄県物産公社が「**酒** 類を輸出するための専用の蔵置場」を設置しなければならないことであった。

つまり、今回の輸出酒類免除手続きは「輸出申告書付表・輸出免税酒類輸出証明申請書(様 式35)」の記入に不備があるためその手続きができないというのではなく、要は物産公社が酒 税法のいう「蔵置場」を設置していないということが問題であったのだ。

では、その他に酒税を免除する方法はなかったのかというとそうでもない。例えば酒造メー カー毎にInvoiceを発行し、様式35については申請者=酒造メーカー、輸出者=酒造メーカー とすれば問題はない。しかし、実際に輸出業務にあたる立場として、その方法によるコスト的 な側面や手続きの複雑さから問題が残ってしまう。例えば、一般の食品なら何ら問題はないが、 沖縄から海外へ酒類を輸出する場合、実際に輸出業務にあたる担当者はInvoice発行のための サインを那覇商工会議所に登録していなければならない。従って、Invoice発行のためのサイ ンを登録していなければ輸出できないことになっている。

また、実際に海外へ商品を輸出する際には酒類の他にその他多くの産品も一緒に輸出するため、Invoiceを酒造メーカーにすることはできない。つまり、酒造メーカーが酒類のみを輸出 する場合には何も問題はないが、例えば特産品である「黒糖製品」や「ちんすこう」、「菓子類」、 その他多くの商品を輸出する際、酒造メーカーがこれらの商品についてInvoiceを発行できる はずがない。我々が扱って(輸出して) いる商品の9割がこのような商品で、むしろ酒類は全体 の中からすると一割にも満たない。

加えて、沖縄県には50近くもの酒造メーカーがあるため、それら酒造メーカー毎にInvoice を発行していたのではコスト面で引き合わなくなる。つまり、Invoiceの輸出業者(Invoice発行 業者)毎に通関手数料8,000円~10,000を徴収するため、輸出する酒類の酒造メーカーが増えれ ば増えるほどコストがかさばる仕組みになっている。

4. 蔵置場設置の法的根拠

(1)酒類とは?

では、上述の問題を明確にするために酒税法のいう法的根拠を明らかにしておこう。まず、 酒税法のいう酒類、つまりアルコールの定義であるが、酒税法第2条において「『酒類』とは、 アルコール分1度以上の飲料(薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの(アル コール分が90度以上のアルコールのうち、第7条1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が 酒類の原料としてその免許を受けた製造場において製造するもの意外のものを除く。)又は溶 解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。)をいう」とし、 具体的には、同法第2条2項において「酒類は、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビー ル、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類、及び雑酒の10種類に分別する」 としている。

つまり、酒類とはまさに我々が一般的に認識している「お酒」で、しかもそれが1度でもア ルコールを含んでいればその対象となるわけである。

(2)未納税移出

一定の要件のもとにおいてその製造場から移出され又は保税地域から引き取られた酒類について、その酒類を免除することとしている。これが、未納税移出又は未納税移入引取といわれ る制度である。

では、未納税移出及び未納税移入について具体的に検討してみる。

酒税法第28条1項1号において、「酒類製造者が酒類の原料とするための酒類を当該酒類の製 造場に移出とき」とし、また2号において「輸出業者(他から購入した酒類の販売を業とする者 で、常時酒類の輸出に行う者をいう。)が輸出するための酒類をその酒類の蔵置場に移出する とき」としている。

(3)未納税移入

酒税法第29条6項に「未納税移出酒類を移入した場合で、移入者がその酒類の製造者ではない場合は、その移入者がその酒類の酒類製造者とみなされ、その移入場所がその酒類の製造免許を受けた製造場ではないときは、それをその酒類の製造免許を受けた製造場とみなされる」 として未納税移入の場合のみなし製造者について定義づけている。

(4)輸出免除

酒税法第29条1項において、「酒類製造者が輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する 場合には、その酒税が免除される」とし、輸出酒類の免除条件として同法2項において、「前項 の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該移出をした日の属する月分の第30条の2第1項 又は2項の規定による申告書(これらの項に規定する期限内に提出ものに限る。)に、当該酒類 が移出されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合に は、適用しない」として、輸出酒類酒税免除の際に輸出酒類の証明書の添付を義務づけている。 この書類が上述の問題となっている「輸出申告書付表・輸出免税酒類輸出証明申請書(様式35)」 である。

つまり、(株)沖縄県物産公社の場合、酒類を仕入れて海外へ輸出する場合には、まず酒税法

第28条1項2号、次いで28条6項、29条1項の適用を受け、酒類の未納税移出又は未納税移入、 輸出酒税免除の法的根拠のベースが形成されている。

しかし、これまで挙げた法的根拠のみでは実際に(株)沖縄県物産公社が酒類を輸出する際に 酒類の免除手続き及びメーカーへの還付手続きのサポートが行えるかというとそうでもない。 上述の前海外事業部長のメモ及び同法第28条1項2号において気付かれた方もいるだろうが、物 産公社が輸出酒類を扱う際には、物産公社独自の「輸出酒類のための蔵置場」を設置するよう 規制されている。

繰り返すようだが、物産公社が酒類を輸出する際に酒造メーカーへ還付手続きをさせる手段、 つまり申請書類の輸出者が物産公社で申請者が酒造メーカー、さらにInvoice発行業者を物産 公社とするためには、物産公社が酒税法上の輸出酒類のための蔵置場を設置していなければな らないというのである。

(5)蔵置場の設置義務

前述の前海外事業部長のメモとは多少ことなるが、結論からすると保税地域(保税蔵置場)の 一角を酒税法上の蔵置場とすることは可能である。メモでは「しかも保税倉庫は税関の権限な ので、実際に税務署が立ち入りできないとのこと。そのためD社の一部について保税倉庫申請 をはずして、蔵置場として申請すればよいとのことであった」の箇所は正確にはその必要がな く、関税法上の保税地域の一角を酒税法上の蔵置場に包含するような申請は可能である。これ は蔵置場申請時に当局担当者北那覇税務署酒類指導官の渡口氏に確認済みである。

では、酒税法でいう蔵置場とは一体どのようなものであろうか。

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定において、第28条第1項関係、2号において蔵 置場の設置許可の要件がある。その中の共通的許可要件には、「申請場所は、次の各号に挙げ る場所のいずれかにも該当せず、かつ、独立した建物又は独立した建物とみなされる建物内で ある」とし、具体的には

(イ)検査取締上不適当と認められる場所

- (ロ)現に酒類製造免許又は酒類販売免許を受けている場所
- (ハ)現に他の製造者の蔵置場(許可を要しない蔵置場を含む。)となっている場所。ただし、大 消費地における酒類の共同蔵置場の場合を除く。
- (ニ)申請者が所有権又は管理権を有していない場所
- としている。さらに、同号(2)態様別許可要件として、
- (イ)申請者は、輸出する酒類を販売することができる販売業者又は製造者である。
- (ロ)蔵置する酒類は、輸出する酒類で、かつ、申請場所において詰め替えを行わないものであ る。
- としている。

つまり、具体的に輸出業者が輸出酒類の蔵置場を設置する場合には、前述のことが大前提で あり、さらに共通的許可要件の「かつ、独立した建物又は独立した建物とみなされる建物内」 というのがネックになっている。ここでいう「独立した建物」又は「独立した建物とみなされ る」ということは、例えば、蔵置するにあたってすでに税を賦課した酒類や商品、又は国内に 流通する可能性を持っていない建物であるとして、税務署酒類指導官の具体的な指導において は「間仕切りやカギがかけられ完全に管理できるような建物」としている。そのため、仮に関 税法上の保税蔵置場の一角に酒税法上の蔵置場といって看板を置いただけでは許可が下りず、 具体的に間仕切り等をして別の商品と区分けし、カギ等をかけることにより完全に他の商品と の接触をもたない場所としている。

このことについて税務署側は、「製造場から未納税移出する際に税を留保した酒類とそうで ない酒類が混同して、仮に税が賦課されていない酒類が国内流通に出回わることの不平等と不 正を防ぐため」と説明している。

確かに、輸出目的であった税が賦課されていない酒類が他の酒類と同様に国内に出回っては 税を賦課した酒類ついては市場原理から競争力等の不平等さを得ることになる。

しかし、ここで論議されるべきは、輸出業者が輸出酒類について酒税法上の蔵置場に搬入し なければならないという物理的な問題であって、税の留保や税の賦課という問題はその後で解 決できるはずである。

以下、そのことを検討することにする。

5. 保税蔵置場と蔵置場?

貿易業務に携わる方や貿易の知識が多少ある方々はすでに周知のことと思うが、海外貿易を する際、関税法第30条において、輸入貨物及び輸出貨物は同法第29条で定められている保税地 域に搬入しなければならない。

つまり、輸入貨物も同様に輸出貨物もすべてこの保税蔵置場に搬入することが義務づけられ ているのである。

また、酒税法という全く違う法体系において輸出のための酒類についても蔵置場に輸出酒類 を搬入しなければならないのは周知のところである。輸出業者である場合には、前述の酒税法 第28条1項2号に明確に規定されており、この酒税法のいう蔵置場と関税法のいう保税蔵置場は 同一の施設とはみなされていない。つまり、同じ大蔵省管轄内にありながら法体系が別々になっ ているため、各々の法体系にかかる商品を輸入または輸出しようとした場合には、各々の法に したがった処理をせざるを得ない状況となっている。

貿易実務に携わる立場として、保税蔵置場及び蔵置場の設置根拠があまりにも不明瞭であ るため、その法がもつ意味を理解できないというのが本音である。

酒税法では、なぜ蔵置場の設置を義務づけているかというと、輸出入のデータを取り、税の 留保、賦課を明確にするのは言うまでもないが、上述の税務署酒類指導官の説明からも明らか なように、酒造メーカーもしくは輸出業者が未納税移出の手続申請をした後に流通の過程にお いて不正に国内流通に切り替えることを防ぐことに第一の目的がある。

例えば、我々が扱っている商品を海外へ輸出する場合でみると、関税法でいう保税蔵置場に

一旦貨物を搬入させられることは周知のところである。つまり、輸出のために置かれた保税蔵 置場からその商品が国内へ流通することは100%といわないまでもまず考えられない。なぜな らは、関税法上の保税蔵置場は同法30条において輸出入貨物についてはその搬入が義務づけら れているため、一旦製造所(工場)から搬出された輸出用酒類等が国内流通に向けられるとはま ず考えられない。しかも、酒類の場合、酒税法でいう製造所から未納税移出される際にすでに、 海外向けなのか国内向けなのか予め確定されていることになっているのでなおさらだ。全く別 の解釈をすると酒造メーカーは国内向けにすでに酒税が賦課された酒類を海外へ輸出するとは 思えない。なぜなら、先述したように「酒類は、移出課税を建前としているので、製造場(み なし製造場を含む)から移出する際に課税の可否を確定することとしているため、一旦課税さ れた酒類が輸出された場合については、その酒類を免除又は還付する等の処置は考えていない」 からだ。つまり、税が賦課された酒類を輸出用酒類に流通させるはずがない。

さらに、上記の税務署側のいう「輸出酒類が国内に流通する可能性」についてだが、やはり どう考えても100%に近い確率で考えられない。なぜなら、未納税移出・移入における輸出酒 類の免除条件として酒税法第29条2項において「同項の移出をした酒類製造者が、当該移出を した日の属する月分の第30条の2第1項又は2項の規定による申告書(これらの項に規定する期限 内に提出ものに限る。)に、当該酒類が移出されたことについての明細を記載した書類として 政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」としているからだ。例えば、酒税法第 28条及び29条の適用を受けるため、輸出用酒類として酒税の免税申請をしたにもかかわらず、 不正に同酒類を国内へ流通させたとしても政令で定める書類に税関が輸出許可(印鑑押印)した 同書類を添付しなければ、税務署は同法第29条2項においてそれを拒否することができる仕組 みになっている。

つまり、社会的にこのことは酒造メーカーが「虚偽の申請をした企業」として税務署のブラッ クリストに載ることを意味する。

仮に、関税法でいう保税蔵置場は、確かに同法でいう輸出のための蔵置場として規定されて いるが、輸入のための保税蔵置場としてもその役割を担っているため、輸出のために蔵置した 貨物が輸入貨物と混同して国内に流通する可能性があるというのなら、同施設内において輸出・ 輸入のエリアを分ければ問題はない。そもそも同じ大蔵省管轄内において二つの法体系の「蔵 置場」の設置を義務づけていることが理解できない。

繰り返すようだが、コスト低減のために輸出酒類の酒税の免除申請後にその酒類が国内で流 通するとは考えられないし、そのようにする意味もない。第一、商慣上そのようなことをすれ ば組織の崩壊を招くことになり、自分の首を絞めるようなものだ。一体全体どこにそのような 経営者がいるだろうか。

百歩譲っても、たとえそのような不正な方法を用いて故意に酒税を免除しようとしても、コ スト的な面から引き合わない。具体的には、蔵置場へ搬入するコスト、また搬出するコスト、 さらにそれに関わる人件費等の諸経費を換算すると、未納税移出または輸出免税より、自社の 製造所から直に国内流通させた方がはるかにコストが低減されるはずである。 さらに、関税法でいう保税蔵置場から輸入貨物を搬出する場合には、通関後でなければ貨物 は搬出できない仕組みになっているため、輸入貨物との混同による国内流通への可能性は考え られない。日本の場合、貨物が日本に到着し、陸上にある保税地域に搬入した後でなければ税 関に輸入申告を行うこともできない。加えて、貨物の引き取りは30もの輸入関係他法令のクリ アーも含めてすべての手続きが終了し、関税及び消費税などの諸税を納めた後でなければ貨物 を引き取ることができないことになっている。いわゆる、保税蔵置場(保税地域)に一旦搬入さ れた商品は簡単には搬出できない仕組みになっている。

よって、あえて関税法上の保税蔵置場と酒税法上の蔵置場を区別する必要が一体どこにある のだろうか。否、法的根拠からしても全くないはずである。保税蔵置場への強制搬入制度も今 後の課題ではあるものの、大蔵省管轄内での保税蔵置場及び蔵置場の法的一本化は、貿易促進 及び産業振興という観点から早急に解決しなければならない最も重要な課題の一つであると位 置づけられる。

面白いことに、実際に沖縄では外国から輸入した酒類は、関税法上の保税蔵置場に一旦保管 されているのが現状である。輸入貨物については酒税法上の蔵置場の適用を受けないが、輸出 の際には酒税法上の蔵置場の適用を受けるというのは法のもつ平等性からも矛盾してくる。

上記の関連業務に携わっている方々には是非ご一考いただきたいものである。

6. おわりに

沖縄大学地域研究所所報No19においても触れていることだが、その後も「沖縄県産品は海 外で売れますか?」との問いに、私はあえて先方が言う沖縄県産品の定義を問うようにしてい る。なぜか? 沖縄県及び沖縄県物産公社、沖縄県工業連合会でも実際のところ「県産品」に 対する定義の統一がなされていないからだ。

わしたショップや物産展、卸を通して我々が一般に取り扱っている商品は県産品として通念 上認知されているが、その線引きは明確ではない。それを先方が言う「県産品」というものの 中にそっくりそのまま当てはめてしまうと混乱を招きかねないからだ。

先ほどの質問にあえて答えを出すと「県産品に限ったことではないが、沖縄から商品を海外 へ輸出するということになるとNB(National Brand)と呼ばれる商品でさえも海外展開は難し い。なぜなら、今まで、行政を含めて第一線でその業務に携わるための知識をもった人材があ まりにも少なく、結果的に途中で挫折せざるを得ない。つまり、県産品の善し悪しで海外にお いて流通する(しない)という問題ではなく、制度的な手続きや法的な障害の比重が大きいから だ」と。結果的に沖縄の産品を海外へ輸出する際には実際難しいところがあるが、これは沖縄 県産品に限ったことではなく、むしろNBでさえも難しい。

役所に提出する書類一つをとってみても前もってこのような書類を提出するということが分っ ていればそれについて勉強もするだろうし、前もってその書類に必要な準備ができるだろうが、 その情報及び情報の所在というのがあまりにも一般の人たち、いや専門家にも分らない。よっ て、「沖縄の産品」が海外で売れるか、否かはその次の段階の問題であると考えている。つま り、上流でせき止められている水が下流に流れないのと同じことだ。

さらに、あえて先程の質問の「売れるか?」について答えを出すとすると、これまでの経験 上「売れる」と信じている。これは、海外のいろんな都市の商談会や物産展に出展すればする ほど身にしみて思う。だからこそ制度的なことや法的な障害で我々が扱う商品が輸出できない となると、なおさら悔しくなる。もちろん、商品自体のコスト、運送費及びその他諸経費等の 問題もある。

沖縄大学地域研究所特別研究員として、このように地域が抱える問題を提起できることは、 とてもすばらしいことだと思うし、せめて関連業務に携わる方々へ情報の公示の場として、い くらかでもその役に立てればと思う。

今後とも機会があれば私の専門分野的な問題が中心となるだろうが、地域振興という観点から地域が抱える問題の一つとしてこのような情報を発信していきたいと考えている。

輸出申告書付表(輸出免税種類の明細)

輸出免税種類輸出証明申請書

輸	出	申告	番号										
輸		住	所	┳									
出 者		F 名又	 は名称										
	生担/	の所在地及											
種類		品目別	その他	711-	n I	容器の	容	器の					移出
種	類	等	の区分	分別		容量	個	数	数	量	価	額	年月日
	<u></u>						1						
						ML]	ML		円	
L			ļ										
				1	†				1		<u> </u>		
				1 1 2									
							<u> </u>						
		申請先				税関長	申請	青年月	日 日				
申 請		仕向地					輸出	出年月	日				
		申	住所								電話	i	
等		請	氏名又は	名称]		局
		者	及び代表	者名				1		印			番
		*					参						
	輸 出						考						
	証												
査	明						事						
印。	晝												
	_						項						

(資料)

種類蔵置場設置許可(内許可)申請書の記載要項

- 1 この申請書は、種類の蔵置場の設置の許可又は内許可を受けようとする場合に使用してください。
- 2 内許可申請書の場合は、本文を「法人設立後(又は蔵置設備完工後)酒税法施行令第29条第1項の規定により種類の蔵置場の設置許可の申請をしますから、内許可を受けたいので、関係書類を添付して書きの通り申請します。」と記載してください。
- 3 「蔵置場設置期間」欄は、期間を定めて蔵置場を設置する場合に記載してください。別表「酒類蔵置場設 置許可申請書の添付書類一覧表」に定める必要書類を添付し、その目録を付けて下さい。
- 4 「整理番号欄」は記載しないでください。

別表

酒類蔵置場設置許可申請書の添付書類一覧

〇印は、要、×印は つ不要を示す つ

申請者が酒類製造者	申請者が酒類製造者
である場合	以外である場合
0	0
0	0
(蔵置場の管理方法のみ)	0
0	0
0	0
0	0
0	0
×	0
×	0
0	0
0	
0	0
0	\cap
0	0
	である場合 〇 〇 (蔵置場の管理方法のみ) 〇

(注)税務署長が必要がないと認めた書類については、省略することができます。

様式20

酒類蔵置場設置許可申請書

										整理番号	*	
平成	年	۶,	J	E		申請書	(住所) 〒				(電話)	局番
							(氏名又は名和	亦及び作	代表者氏	名)	J	H
		移	務署	長	殿				<u></u>			
	酒類の蔵置場の設置許可を受けたいので、酒税法施行令第29条第1項の規定により関係 書類を添付して下記の通り申請します。											関係
							記					
設る 置 し設	所 名	在	地	及	び 称							
よ					<u>.</u>	(詳	細は別添図面の	のとお	b)	······································	17 14 TOTAL BURGER (17 10 11 10	<u>.</u>
う置 と す場	設	置	Ø	状	況	別新	紙のとおり					
蔵置し 種類(占				類の)							
蔵置場	設置	期間					平成		月	日から の間]	
							平成	年	月	日まで		
申	請	Ø	氠	ē	囲							

藏置設備状況書

X	分	数	旦里	等
(1) 敷 地				m
(2) 建 物				m
イ店舗				m²
口 事務所				m
ハ 倉 庫				m
二駐車場				m
ホ				
~				
(3) 車両運搬具				
1				台
				台
ハ				台台
=				台
(4) 什器備品				
1				
ハ				
Ξ				
ホ				
~	······································			
<u> </u>		 		
(5) 電 話				
(6) 従業員		(男)		Y
		(男) (女)		人
		計		人

事業もくろみ書(その1)

- (1) 酒類の予定仕入先
- ・沖縄県全域酒造メーカー
- (2) 酒類の予定販売先
- EISHO COMPANY CO.,LTD: 20 KRAMAT LANE #03-08 UNITED HOUSE SINGAPORE 228773
- HONG KONG MART: Rm3509-11, Tower 2 The Gateway 25 Canton Road Tsim Sha Tsui Kowloon Hong Kong
- The Millinea Group Inc
 - 2, 1FL, AN HO RD., SEC. 1, LANE 135, TAIPEI, TAIWAN, R.O.C.
- (3) 収支見積書
- イ 収支の部
 - (イ)年間の酒類売上数量及び金額

区分	容器の容量	本数	価格	売上数量	売上金額
	ML	本	円	L	円
					:
				··········	
A =1					
合計					[]

(ロ) その他の商品売上金額

(ハ)売上金額合計(イ)+(ロ)

◆ <u>円</u> 円

事業もくろみ書(その2)

ロ支出の部

(イ)年間酒類の仕入金額

区分	容器の容量	本数	価格	売上数量	売上金額
	ML	本	円	L	円.
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
			······································		
	,		······································		
	, ,				

(ロ) その他の商品仕入金額

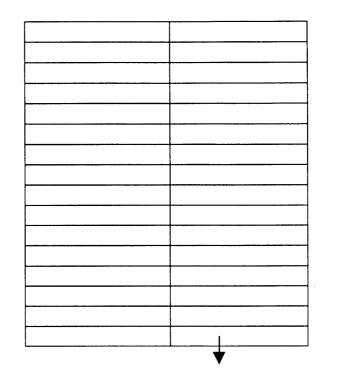
- (ハ) 仕入金額合計(イ)+(ロ)
 - 在 庫 商 品
- (二)売 上 総 利 益
- (ホ)一般管理費および販売費

科目	金額
	円
	(

▼<u>円</u> 円 円

円

事業もくろみ書(その3)



	円
(へ)営 業 利 益(ニ)ー(ホ)	円
(下)営業外収入	円
ハ 差 引 利 益(へ)+(ホ)	円

(4) 1 kl 当たりの販売費 イ 一般管理費および販売費 円 口売 上 金 額 円 (イ)酒類 円 (口) その他 円

酒類と酒類以外の売上金額の割合で一般管理費及び販売費を分配すると次のとおり となります。

酒	類	鬥×	 =_	円
その	他	円×	 =_	円
こがって	- 1 kl 当たりの販売経費	まは		円

したがって1kl 当たりの販売経費は

事業もくろみ書(その4)

未納税輸出数量の計画書

未納税移出予定業社名:(株)沖縄県物産公社

住所:沖縄県那覇市旭町1番地

沖縄県南部合同庁舎7F

代表取締役:稲嶺惠一

TEL(098)861-0591

FAX(098)861-0597

例—1

区分	容器の容量	本数	単 価	売上数量(L)	売上金額
焼酎乙類	720ml	2,000	700	1,440	1,400,000
リキュール	300ml	900	280	270	315,000
ビール	350ml	177,600	52	62,160	9,235,200
合 計					10,950,200

平成 10 年度の実績により、以上のように算出いたしました。なお、各々の商品単価は、 内国消費税及び酒税を省いた価格で算出しております。

未納税移入数量の計画書

例—2

区分	容器の容量	本数	単 価	売上数量(L)	売上金額
焼酎乙類	720ml	2,000	544	1,440	1,088,000
リキュール	300ml	900	240	270	216,000
ビール	350ml	177,600	41	62,160	7,281,600
合 計					8,585,600

平成 10 年度の実績により、以上のように算出いたしました。なお、各々の商品単価は、 内国消費税及び酒税を省いた価格で算出しております。